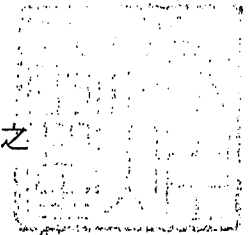




16消安第31号  
平成16年4月8日

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善之



### 食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

### 記

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての製造の承認をすること

1. 鶏伝染性気管支炎生ワクチン（“京都微研，ポールセーバー I B”）
2. 豚ボルデテラ感染症精製（アフィニティークロマトグラフィー部分精製）・豚パスツレラ症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（スワイバック ARコンポ2）

